

◆地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧表

法律	条例	適用対象	対象資産	特例率	取得時期	適用期間	必要書類
地方税法 第349条 の3	第27項	第61条 の2第1 項	家庭的保育事業の用に直接供する資産	償却資産	1/2		期限なし 該当資産であることを証するもの (認可証の写し等)
	第28項	第61条 の2第2 項	居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産	償却試算	1/2		期限なし 該当資産であることを証するもの (認可証の写し等)
	第29項	第61項 の2第3 項	事業所内保育事業の用に直接供する資産	償却資産	1/2		期限なし 該当資産であることを証するもの (認可証の写し等)
地方税法 附則第 15条	第2項第 1号	付則第6 条の2第 1項	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	償却資産	1/2	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし 該当資産であることを証するもの (施設設置届出書の写し等)
	第2項第 5号	付則第6 条の2第 2項	公共の危害防止施設等 下水道除害	償却資産	3/4	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし 該当資産であることを証するもの (施設設置届出書の写し等)
	第15項	付則第6 条の2第 3項	都市再生における公共施設等	家屋 償却資産	3/5	H27.4.1～ R5.3.31	5年間 該当資産であることを証するもの (認定書の写し等)
	第22項	付則第6 条の2第 4項	津波対策に資する港湾施設等	償却資産	1/2	H28.4.1～ R6.3.31	4年間 該当資産であることを証するもの
	第23項 第1号	付則第6 条の2第 5項	津波避難施設等（指定避難用部分）	家屋	2/3	H30.4.1～ R6.3.31	5年間 該当資産であることを証するもの
	第23項 第2～3 号	付則第6 条の2第 6～7項	津波避難施設等（協定避難用部分）	家屋	1/2	H30.4.1～ R6.3.31	5年間 該当資産であることを証するもの
	第24項 第1号	付則第6 条の2第 8項	津波避難施設等（指定避難用償却資産）	償却資産	2/3	指定日以後 に取得	5年間 該当資産であることを証するもの
	第24項 第2号	付則第6 条の2第 9項	津波避難施設等（協定避難用償却資産）	償却資産	1/2	締結日以後 に取得	5年間 該当資産であることを証するもの
	第26項 第1号イ ～ニ	付則第6 条の2第 10～第 13項	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000KW未 満）、風力（20KW以上）、地熱（1,000KW未満）、バ イオマス（10,000KW以上20,000KW未満））	償却資産	2/3	R2.4.1～ R6.3.31	3年間 該当資産であることを証するもの
	第26項 第2号イ ～ハ	付則第6 条の2第 14～第 16項	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000KW以 上）、風力（20KW未満）、水力（5,000KW以上））	償却資産	3/4	R2.4.1～ R6.3.31	3年間 該当資産であることを証するもの
	第26項 第3号イ ～ハ	付則第6 条の2第 17～第 19項	再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000KW未満）、 地熱（1,000KW以上）、バイオマス（10,000KW未 満））	償却資産	1/2	R2.4.1～ R6.3.31	3年間 該当資産であることを証するもの
	第29項	付則第6 条の2第 20項	浸水防止用設備	償却資産	2/3	H29.4.1～ R5.3.31	5年間 該当資産であることを証するもの
	第33項	付則第6 条の2第 21項	特定事業所内保育施設	土地 家屋 償却資産	1/2	H29.4.1～ R5.3.31	5年間 企業主導型保育事 業助成決定通知書 (写)
	第34項	付則第6 条の2第 22項	緑地管理機構が設置・管理する一定の市民緑地の用に供す る土地	土地	2/3	公布の日～ R5.3.31	3年間 該当資産であることを証するもの
	第39項	付則第6 条の2第 23項	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	土地	2/3	R2.4.1～ R5.3.31	3年間 該当資産であることを証するもの
	第43項	付則第6 条の2第 24項	浸水被害軽減のために整備される雨水貯留浸透施設	償却資産	1/3	特定都市河 川浸水被害 対策法等の 一部を改正 する法律～ R5.3.31	期限なし 該当資産であることを証するもの

	第44項	付則第6条の2第25項	貯留機能保全区域を受けた土地	土地	3/4	R4.4.1～R7.3.31までの間に指定された貯留機能保全区域内の土地	3年間	該当資産であることを証するもの
	8第2号	付則第6条の2第26項	サービス付き高齢者向け住宅	家屋	2/3	H27.4.1～R5.3.31	5年間	該当資産であることを証するもの
地方税法 附則第 64条		付則第6条の2第27項	新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等導入計画に基づく先端設備等(機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物付属設備並びに構築物)	家屋 償却資産	0	事業用家屋及び構築物 R2.4.30～R5.3.31 上記以外 H30.6.6～R5.3.31	3年間	計画認定申請書及び認定書の写し、工業会証明書の写し(リースの場合、リース契約見積書、固定資産税軽減計算書も必要)